



自然科学書協会会報

NSPA JAPAN

THE NATURAL SCIENCE PUBLISHERS' ASSOCIATION OF JAPAN

発行人 | 南條 光章

編集 | 広報委員会

■ 理事長就任にあたって

一般社団法人 自然科学書協会 理事長 南條 光章

■ 副理事長就任にあたって

副理事長 小立 鉦彦

■ 副理事長就任にあたって

副理事長 飯塚 尚彦

■ 第67・68期委員会活動計画報告

■ 「教育の情報化の推進」について 理事 金原 優

■ BIBF2017レポート／第67期定時総会が開かれる／
出版功労者顕彰会／第67・68期理事一覧／
第67・68期委員会委員一覧／事務局だより[※]

2017.12.07 NO.4 (通算 86号)

一般社団法人 自然科学書協会 | 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-101 | 神保町 101 ビル 1 階 | TEL 03-5577-6301 | <http://www.nspa.or.jp/>

理事長就任にあたって

一般社団法人 自然科学書協会

理事長 南條 光章



七月二〇日の臨時理事会におきまして、理事長に就任いたしました。元より浅学非才であり、大役が務まりますかどうか甚だ不安ではありますが、自然科学書協会発展のために微力ながら努めてまいります。

会員社各位におかれましては、これまで以上に協会活動に積極的にご参加くださいますようお願い申し上げます。また、日頃より当協会を応援していただいております業界団体、関連団体の各位におかれましては、引き続きましてご理解、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

さて、当協会は昭和二二（一九四六）年一月に任意団体として設立され、初代理事長には荒川 実氏（当時は会長、元丸善）が就任されました。荒川氏から

数えますと、理事長職は一六人目となります。

昭和二六（一九五二）年に社団法人として認可されて出版関連団体として活動し始めまして、平成二八（二〇一六）年一月には創立七〇周年を迎えました。一月一日には創立七〇周年記念祝賀会を開催いたしました。会員社はもとより、業界団体の皆さまとともに、祝賀いただきましたのが記憶に新しいところです。

昭和六二年から平成三年までの約五十年間、私の叔父の南條正男が理事長を務めさせていただきました。私が当協会に関わるようになりましたのは、叔父が平成七年六月に他界したあとからで、当時の金原秀雄理事長（元金原出版）からは、監事に就いて協会のことを勉強するのが良いとの励ましの言葉をいただきました。実際に監事に就任したのは、朝倉邦造理事長（元朝倉書店）になられてからのことでした。以来、監事、理事を二二年間勤めさせていただき、今回の理事長就任と相成った次第であります。

その約二二年間の当協会の活動としましては、六〇年史、七〇年史に詳しく記載がありますが、主には著作権問題に関する活動や、電子化への対応などとともに、出版社の権利問題、再販制度維持、消費税対応を日本書籍出版協会と連携して行っていました。また、その間、公益社団法人制度の変更に伴い、一般社

団法人への移行を決議しまして定款の変更や公益事業の実施などを文部科学省のご指導をいただきながら行いました。その結果、本年中には晴れて一般社団法人への移行が認可される予定です。

このように当協会は、節目となる七〇周年を終え、また、一般社団法人への移行が終了することを好機ととらえまして、新たな一〇年を見据えながら、環境の変化にも対応しつつ積極的に活動してまいりたいと思っております。要となります理事の方々も若返り、各委員会もまもなく活動がスタートいたします。

しかしながら、専門書を取り巻く販売状況は一段と厳しくなっているのが現状です。したがって、従前にも増して会員社と協調して協会活動を充実させるとともに、当協会の特徴であります理工・農・医・家政と自然科学分野を網羅している強みを最大限にいかした活動をして、難しい状況を乗り切っていきたいと思っております。さらには、業界関連団体として出版業界の発展に少しも寄与してまいりたいと考えております。

まずは、この二二年間の当協会の活動へのご理解、ご協力を賜りますよう、そして、協会活動へのご意見をぜひともお聞かせいただきますようお願い申し上げます。当協会がより良い方向に向かうよう取り組んでまいります。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

副理事長就任にあたって

副理事長 小立 鉦彦

このたびの当協会役員改選にあたりまして副理事長を拝命いたしました。金原前理事長が革新的に唱えていらした数条の中に「若返り」がございました。そのお言葉通りの理事新布陣の様に相反するように、「老兵」がこの職を仰せつかりいささか戸惑っております。「ひとりくらい年寄りがいっても、まっいいか」といった人事ではないかと勝手に想像しておりますが、お引き受けいたしましたからには、粉骨砕身当協会のさらなる発展のために頑張る所存でございます。会員の皆さまにおかれましては、「年寄り何だよ（怒）」とおっしゃらずにご理解・ご鞭撻、ご介助（!?）を賜りますれば嬉しく存じます。

さて、当協会は昨二〇一六年に賑々しく創立七〇周年を迎えました。と、ここまで書きましたら（正確には「打ちました」、何と！ 当協会は私と同じ年ではないですか!! 何か感慨深いものがありますね。ただ、私はこれからどんどん老いが進むのみですが、当協会はこれから八〇年、一〇〇年と発展し続けたいといけません。それには、理事会がけん引させていただき、会員社の方々には協会

活動に一層のご理解、ご協力を頂戴しなくてはなりません。私も名誉ある副理事長として、「老い」という波間に漂っているのは協会の発展に水を差してしまうようなものです。「頑張るぞー!!」

当年は公益目的支出計画の終焉を迎えます。ある意味身軽になって益々闊達に活動を展開して、「自然科学書協会なかなかやるじゃん」と周りから思われたら協会の存在価値も上がり、会員社のご協力、ご参画も活発になるという好展開を期待しています。

昨今の出版界は云々、とは野暮ですのでも申し上げませんが、当協会は自然科学系のあらゆる分野の会員社様で構成される多彩な団体です。ここ数年ノーベル賞を受賞された我が国の世界的権威の先生方は、まさしく当協会会員社の発行する様々な書物を糧に研鑽されたことは容易に想像されます。当協会の皆さま、高い意識を持ちましょう。

若返り人事の申し子である南條新理事長を何とかお助けしながら、あるいは何とかご指導を仰ぎながら、私の会社人生でこれ以上ないほどの頑張りををもって職責を全うさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

副理事長就任にあたって

副理事長 飯塚 尚彦

この度、副理事長を拝命いたしました飯塚でございます。任期満了までよろしくお願いいたします。

副理事長の職務は、定款第一百七条によると「副理事長は理事長を補佐し会務を処理する」とあります。まずは理事長を補佐することに専心したいと思います。

また、定員二名の副理事長職はそれぞれ文書管理責任者か会計責任者のいずれかを担当することになっており、飯塚は会計責任者に任ぜられました。ことこの分野に関してはこれまで培った金勘定の経験がいけるものと考えております。

さて、これだけでは今回割り当てられた紙幅が大幅に余ってしまいますので、ここからは飯塚と自然科学書協会とのご縁について触れたいと思います。飯塚の理事就任は二〇〇五年ですから、キャリアはわずか六期一二年という短さであります。しかし幸いにもこの一二年の間には自然科学書協会創立六〇周年（二〇〇六年）、同七〇周年（二〇一六年）といった周年事業に関わることができました。更に、大半の時間を総務委員長として過ごしたことで、二〇〇七年に始まった一般社団法人への移行のための実務や、二

〇〇八年の協会事務所開設などに関わることもできました。なお、一般社団法人への移行は、赤字公益事業の支出不足により移行期間を一カ年延長し五年としましたが、既に赤字公益事業の実施も終わり、現時点（二〇一七年一〇月）では内閣府より「公益目的支出計画実施完了確認書」の交付を待つまでになっておりますことを申し添えます。

一方、委員会活動への参加は一九九二年頃まで遡ることができます。それは「出版VAN委員会」への参加でした。今こそ「出版VAN」は出版業界のインフラですが、当時は公衆回線を使ったVAN（付加価値通信網）そのものが新技術でしたから、その新技術を使った「出版VAN」は斬新なテーマでした。飯塚は同委員会に二期四年在籍し、同委員会の発展的解散の時までその任を務めました。そして、この委員会に在籍させていたことの真価は、時を経て飯塚が社長となった時に知ることとなりました。それは、社長としていざ大海に小舟を漕ぎ出したとき、有形無形の応援をして下さった方々こそ、同委員会ゆかりの方々だったからであります。即ち、委員会活動を通じて紡いだご縁こそが、飯塚にとって得がたい財産であったことに気付かされた次第です。既に冥籍に入られた方もおられますが、先達への報恩感謝の志をもって会務に勤しみたいと存じます。

第六七期・六八期 委員会活動計画報告

●販売・出展委員会

このたび、販売・出展委員長を拝命いたしました。何分にも浅学非才のため、行き届かない点が多々あるうかと思いますが、鈴木副委員長ならびに一八名の委員のお力をお借りして責務を果たして参りたいと思います。

当委員会の事業内容は近年まで「東京国際ブックフェア(TIBF)」への参加「自然科学書フェア」の開催、「国際ブックフェア(フランクフルト・北京)」への参加の三つの事業を柱として活動しておりました。

しかし、「TIBF」は、来年二〇一八年も開催の休止が決定されたため、今後の動向を注視しつつ、代替のイベント参加に対応出来る体制は継承いたします。「自然科学書フェア」の開催は、これまでの経験を活かし、さらなる自然科学書の普及および当協会の周知が出来るよう考えています。

また、「国際ブックフェア」への参加も引き続き日本の自然科学書の認知と、版權取引に貢献する事と考えております。

会員各社および関係各位におかれましては、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(委員長 吉野和浩)

●広報委員会

このたび広報委員長を拝命いたしました。若さゆえのいたらなさは多々あるうかと思いますが、下出副委員長ならびに会員社の最前線にて活躍する精鋭七名の委員のお力添えを頂きながら、総勢九名で実直かつ誠実に責務を果たして参りたいと考えております。

広報委員会では、協会の活動内容および存在意義を会員社や業界内外に広く知っていただくことを主目的にしています。そのため、会報の発行と協会のPRが委員会活動の根幹となります。

会報は年に四回(一月、五月、八月、十一月頃)発行し、協会内の活動はもとより、業界内における懸念事項や喫緊の課題、外部識者による特別寄稿など、会員社に有益な情報を提供してまいります。ちなみにこれまでの会報(二〇一〇年以降)は当協会ホームページに掲載しております。そのホームページの管理更新に加え、業界紙や関連メディアに協会の活動やイベントなどを掲載していただくことなどがPR活動になります。

これまで担当していた講演会が研修委員会へと移管されました。これはより密度の高い広報活動を行えということに他なりません。その期待に応えるべく活動を行いますので、会員各社の皆様にはご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(委員長 長 滋彦)

●著作・出版権委員会

現在、内閣府の規制改革推進会議からの意見により、文化庁文化審議会著作権分科会、法制・基本問題小委員会では、教育の情報化の推進を目的とした著作権法第三五条(教育に関する著作権法)の改正案が準備されています。改正案としては現在認められている、著作物の内容を含んだ授業の同時配信(ライブ配信)に加えて補償金付きでの異時送信(予習・復習等々を想定、データのサーバー蓄積等が生じる)が権利制限として認められます。また前述の文化審議会の小委員会からはこれに合わせて、著作権法第三五条適用外の著作物に関しても、ライセンスを付与する形式で利用可能とするような効率の良いシステムの構築を求められています。現在、各著作権管理団体や各業界団体は「教育に関する著作権等管理協議会」を設置し、補償金の受け皿団体の設立やライセンススキーム構築の準備を急いでおります。当協会も一会員として前述の協議会に参加しておりますが、特にライセンススキームの構築に関しては、各分野での著作物の利用のされ方の違いもあり、自然科学書分野独自のライセンススキームの構築が必要となつて参りますので、各会員社の皆様にはご協力をお願いしたいと存じます。

(委員長 梅澤俊彦)

●研修委員会

このたび、研修委員長の重責を拝命いたしました。経験と見識豊かな曽根副委員長をはじめ、各委員のお力を借りて、研修事業を推進してまいります。

研修委員会の主な事業内容としては、「研修会」「サイエンス・カフェ」「自然科学書協会講演会」の三本柱となります。厳しい出版業界と言われ久しい中、各社共通の課題を抱えていると思います。研修会は、他の出版団体とも連携・共催を図り、有識者を講師に招き、会員社向けに有益な知識や情報をご提供できる場にしたいと思います。

一方、公益事業としてのサイエンス・カフェは、三省堂書店と共催するものと、自然科学書フェアの期間中にご当地で開催するものの二つがあります。また、従来の自然科学書協会講演会は今期から当委員会が担当することになりました。ここ数年の講演会は著名な講師をお招きしたため、参加者が一〇〇人を超える盛況ぶりでした。過去の講演会に引けを取らない講演会にしていきたいと思っております。

公益事業は、科学技術の面白さや奥深さとともに、自然科学書協会の存在意義を一般の人にも理解していただけるイベントにしていきたいと思っております。

会員各社におかれましては、引き続き当委員会へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

(委員長 牛来真也)

●総務委員会

このたび、総務委員長の役務を拝命いたしました。総務に携わるのは初めてのことで何かと行きとどかない点があるうかと存じますが、最善の努力を尽くして責務を遂行してまいる所存です。幸いにも前総務委員長である産業図書館の飯塚社長には副理事長（経理責任者）として、前理事長の医学書院金原社長には副委員長として当委員会に関わっていただくことになりました。加えて、委員として建帛社の筑紫社長と緑書房の森田専務にご就任いただきました。ベテランと若手に加わっていただいたことで、均衡のとれた委員会活動が行えると思います。

去る一〇月一九日に第一回の総務委員会を開催し、今後の活動などを確認いたしました。総務委員会が主体となることとしては、一二月七日の年末会員懇親会（於・日本出版クラブ会館）の開催、その際に配布する会員名簿の作成、二〇一八年春の英文会員名簿の作成、同年五月の予算案、決算案の作成などがあげられます。

二〇一七年には会員社年会費の値上げが行われ一方で一般社団法人への移行手続きも協会として行うべきことは終了しました。これまで以上に収支のバランスが要求されてくると捉えて、「協会の活動は活発に、財政は安定に」を念頭に活動していきたいと考えております。会員

各社様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

（委員長 池田和博）

●税制・再販流通特別委員会

この度、第六七期／第六八期の税制・再販流通特別委員会委員長を拝命いたしました。

本委員会は「消費税率変更に伴う経過措置」等への対応も含め、書店店頭における運用が適切に行われるよう、日本書籍出版協会その他関連団体と連携して対応するために設置されています。

二〇一四年四月に消費税率が八%に引き上げられた後、二度にわたる再増税先送りを経て、現在では二〇一九年一〇月に一〇パーセントへの増税が予定されています。このことは、出版業界にとって更なる売上縮小となる危険性をはらんでいるため、書協を筆頭に出版界を挙げて軽減税率適用を求めています。

また、次の引き上げに際しては、再販制度に関わる商品定価表示や雑誌の年間購読など出版物固有の課題が依然としてあることから、前回八%移行時の経験を基に、今から二〇一九年一〇月へ向けて自然科学書協会として準備をしていきたいと思ひます。引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（委員長 村上和夫）

BIBF2017レポート

第二四回北京国際図書展示会（BIBF2017）が、テーマ国をイランとして八月二三日～二七日までの五日間（ビジネスデーは二三日～二五日）、北京市「中国国際展覽センター」にて開催されました。

販売・出展委員会では、会員社にBIBFへの積極的な参加を促すため、「会員社一社につき一〇点まで一点一〇〇円の出品料の補助」を継続的に実施しておりますが、今年は一六社から一五八点をご出品いただきました。ご協力いただきました会員社各位にはこの場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、今年のBIBFでは、当協会会員社の書籍をより広く知らしめるため、初めての試みとして会員社の出版目録をブース内に陳列することとし、会員社に目録の提供を募ったところ三三社から約一〇〇〇部の出版目録をご提供いただきました。来場者が出版目録を持ち帰った一社当たりの平均部数は約二〇部程でしたが、来場者は様々な出版社の目録に興味を引かれていた様子でした。

展示スペースは、これまでと同様、BIBF日本事務局（トールハン）から用意された当協会用の二ブースにメジカ

ルビュー社が購入した一ブースを間仕切り一枚で合体させた三ブース（写真参照）で展開いたしました。ブース内が少々暗いため今年はスポットライトを二個追加いたしました。それにより、展示書籍が見やすい明るいブースとなりました。ビジネスデーの三日間で、版權購入検討用の見本送付のリクエストを受けた会員社は五社で書籍点数は一点でした（昨年は三社一点）。帰国後、当該会員社とトールハン様には契約に結び付くようフォローをお願いいたしました。当協会のBIBF担当者といましては、一点でも多くの会員社の書籍が契約に結び付くことを願うばかりです。

（販売・出展委員会 三澤 岳）



ブース内の様子。テーブルでは版權取引が行われている

第六七期 第一回定時総会が開かれる

七月二〇日（木）、一七時から日本出版クラブ会館において開催した自然科学書協会第六七期第一回定時総会についてご報告いたします。本定時総会は決算総会であり、その目的は前年度（第六六期）の事業報告並びに決算報告を審議しご承認いただくことですが、当協会是一般社団法人への移行途上にあるため、内閣府に対し公益目的支出計画実施報告書の提出が義務付けられております。また、当期は役員改選期にあたるため、新役員選任に関する審議が必要になります。従って議案は、

第一号議案 第六六期事業報告書承認の件

第二号議案 第六六期事業年度決算報告書承認の件

第三号議案 第六六期公益目的支出計画実施報告書承認の件

第四号議案 役員任期満了に伴う新役員選任の件

となりました。

定刻、司会担当の飯塚理事（総務委員長）が開会を宣言し、続いて定款に従い総会議長を金原理事長としたい旨、会場に諮ったところ異議無く、満場一致で承認されました。これにより、総会終了まで金原理事長が総会議長の任にあたりま

した。

第一号議案の審議にあたっては、南條副理事長が事業報告書の詳細な説明を行った後、総会議長が議決を諮り、第一号議案は満場一致で可決承認されました。第二号議案の審議に関しては第三号議案との関連を考慮し、総会議長は第二号と第三号議案を続けて説明するよう飯塚理事（総務委員長）に指示し、同理事が説明を行いました。議案説明の後、山本会計監事が監査報告を行い、これにより審議に必要な説明が全て終わったので、議長は第二号及び第三号議案の承認を諮り、満場一致で可決承認されました。

続いて第四号議案の審議に移り、新役員選任の件は原案とおり満場一致で可決承認されました。



開会を待ちわびる会場と出席者

当日は皆様のご協力を得て全ての議案を滞りなく審議しご承認いただくことができました。これも自然科学書協会に対するご理解の賜物であります。

紙面を借りて御礼申し上げる次第です。

（前総務委員長 飯塚尚彦）

出版功労者顕彰会

一〇月六日（金）の正午より、神奈川県箱根町の芦ノ湖畔にある出版平和堂および箱根ホテルにおいて、第四九回出版功労者顕彰会が執り行われました。

当協会の理事長を初め、日本書籍出版協会の理事長や出版健康保険組合理事長など、業界活動に多大なる貢献をいたされたながらも、昨年一月三〇日に逝去された朝倉邦造様（前朝倉書店社長）が功労者として顕彰されました。ご家族を代表して、夫人の壽美子様と御子息の朝倉誠造様（朝倉書店社長）が出席されました。また、維持団体である当協会からは、南條理事長が出席されました。

第一部は各維持団体の代表者による挨拶、黙祷、新顕彰者（版元関係六名）の奉告、献詞、遺族及び参加者による献花が行われ、第一部は閉会となりました。

閉会後、多くの参加者が堂内に足を運ぶ、新たに顕彰された方々の銘板はもちろんのこと、自らに源流のある顕彰者の



100名が参加した顕彰会第一部の様子

銘板を探し当て、銘板の向こうにいるであろう先達に現況報告するとともに、今後の活躍を誓うような姿があらこちらで見受けられました。

その後、第二部（懇親会）会場である箱根ホテルへと移動し、顕彰者の方々への敬意と感謝の念を込めて献杯を行い、ご遺族の方々とともに在りし日の故人を偲ぶ懇親の場となりました。一四時、会はお開きとなり、参加者はバスや車にて箱根路を後にしました。秋の山間らしく肌寒い一日でしたが、予報された雨に降られることもなくつつがなく会は終了となりました。

（広報委員長 長 滋彦）

「教育の情報化の推進」について

理事 金原 優

「教育の情報化の推進」については二〇一六年二月発行の当協会会報に「教育の情報化の推進に関する検討会議」という表題でそれまでの経緯をまとめ、協会としての立場を表明しています。今回はその後の進展、今後の予定も含めて改めて報告します。一部重複しますがご容赦ください。

二〇一五年の春から始まった文化審議会著作権分科会、法制・基本問題小委員会の「教育の情報化の推進に関する検討会議」では、現在の著作権法第三五条つまり「学校その他の教育機関（営利目的を除く）において、先生あるいは生徒・学生はその授業で使用することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、無許諾・無報酬で著作物を複製・配布すること、並びに当該授業の範囲内であれば遠隔地へ同時送信することができる。ただし、著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」という規定に加えて「遠隔地へ異時送信することができる」こと、並びに前記規定の後半にある但し書きに該当し、利用から除外されている部分についても、教育という公

共の利益にかなうことである場合には、それに対応し得る制度が必要であるということとを結論づけました。つまり平たく言うと、小学校から大学までの教育機関においては、現在許容されている出版物・著作物等をコピーして生徒・学生に配布あるいは自宅学習生徒・学生あるいは遠隔地の分校等へ同時送信して授業を行うことに加えて、生徒・学生が予習復習するためのオンデマンド送信や著作物の種類及び用途によって著作権者の利益を害する出版物・著作物の複製利用についても、それを可能とする制度を作ることが適切である、という結論になったということです。ここで言う「著作物の種類及び用途によって著作権者の利益を害する出版物・著作物」とは主として教育利用を目的としている教科書・参考書等のことを指しており、本来生徒・学生が購入して利用すべきもののことです。こういった著作物の利用が現在の法制度化で一切複製配布も送信もできないのでは教育効果を高められないので、それを可能とする制度を作ることが適切である、という結論になったことになります。ただし、異時送信（予習復習のためのオンデマンド送信）については権利者の許諾は不要であるが利用者は補償金を支払う必要があるとし、種類によって利用できない著作物については利用者と管理団体のライセンス契約によって許諾利用できる制度を構築せよ、ということになりました。

前者の補償金については権利者の許諾は不要なので、教育機関の事前手続は不要ですが、利用する場合は権利者に対して一定の補償金を支払わなければならない。後者のライセンス契約については教育機関はJCOPY、JRRRC等の既存の管理団体と複製利用許諾契約を締結し、使用料を支払った上で複製・配布（契約によっては送信も）することになります。

補償金については権利者の許諾を不要とする以上現在の著作権法の改定が必要であり、現在法案の国会提出待ちという状況にあります。ただし、これによって可能となるのは現在の著作権法第三五条によって利用が認められている範囲のみであり、前述の通り、教育利用を目的として発行されている出版物に掲載されている著作物の利用は対象外です。従ってこの異時送信が認められても、これまで複製配布が認められていたものについて異時送信も可能になるだけで、利用できる著作物の種類や範囲に変更はありません。問題はその補償金がいくらであり、それを誰がどこに支払うのかということになります。現在文化庁は自然科学書協会を含む出版団体、権利者団体にその仕組みを構築するための指導を行っており、それを受けた権利者団体（出版、著作者関連の約三〇団体）はその補償金の額の算定と受取窓口、補償金の分配方法等を検討しています。

異時送信といってもその利用は小学校と大学ではかなり異なり、また対象にも頻度にも大きな差があるでしょう。実際問題として小学校低学年ではパソコンやモバイル端末を使いこなしている状況ではないので、制度があっても実際に異時送信を受ける立場にはなりません。一方で大学以上の高等教育においてはパソコンやスマートフォン、モバイル端末等はむしろ必須であり、授業や講義で配布された資料をいつでも見られるという状況は教育には有効でしょう。そうするとその補償金も小学校では低額、大学では相当金額になるかも知れません。

その補償金の原資をどうするのかということも大きな問題です。小学校のように低額であるとしてもそれが受益者負担であれば学校が保護者から教材費のような形で徴収しなければならず、義務教育は無償という考え方であればそれぞれの自治体の予算確保が必要になってきます。高校大学等の高等教育では更に金額は大きいでしょうから、その補償金はそれぞれの授業料の中から捻出しなければなりません。いずれにしても教育予算あるいは生徒・学生の負担が増えることになり、現在の経済状況のなかで国民の理解が得られる制度にするには若干のハードルがあると思います。

補償金と一口に言っても今回の制度は全ての著作物であり、その範囲は自然科学書協会会員社の発行物のような文字情

報・図形情報の出版物もあれば、音楽・写真・デザイン等の著作物もあり、関連する権利者団体は多様です。しかし教育機関側にとってはその補償金支払いの窓口は一つでなければ実務的に対応できません。それを実現するためには全ての権利者が集まって集中的な管理団体を設立する必要があります。また、今回の補償金は教育機関全てから一律に徴収できるというのではなく、学校単位あるいは初等教育においては教育委員会単位で異時送信する場合にのみ管理団体に補償金を支払うことになるので、いったい補償金などの程度の額になるのかは未だに見当すらつかない状況にあります。全体で一〇〇万円なのか一〇億円なのか、制度をスタートさせてみなければ分かりません。つまり制度の利用者がそれぞれの状況を判断し、必要であれば補償金を支払うような制度にしかなり得ません。管理団体としてもその額の見通しがなければどの程度の規模にするのが予測できません。またその規模に応じた補償金を関連する権利者に分配する仕組みも作らなければなりません。その規模の見通しが立たないので準備も困難を極めていきます。

衆議院の解散で予定されていた臨時国会が中止となり、議案の提出は二〇一八年一月召集の通常国会となりましたが、それも現下の状況を考えると消費税、北朝鮮問題、高齢者対策・少子化対策等が

当然優先されるでしょうから、早くても夏以降でないといこの著作権法改正法案が審議されないのではないかと思います。当然法案が通らなければ補償金制度も発足しません。まだまだ先が見えない状況にあります。但し、自然科学系の高等専門教育では教育の過程で利用される著作物はそもそも当該の教育目的に発行された出版物がほとんどでしょうから、異時送信の対象となる著作物そのものが少ないのではないかと思います。その意味ではあまり影響はないかもしれません。

一方で現在の著作権法第三五条では利用できない範囲、つまり前記の但し書きに該当するものについてもライセンス契約で利用できる体制を作らなければなりません。現状ではこういった本来教育目的に発行されている出版物を当該の教育で利用することは出版者・権利者の許諾が必要となつていますが、実際にはかなりの教育機関によって既に複製利用されているという実態があります。自然科学系の高等専門教育においては多くの講義において決まった教科書がない場合も多く、教員が自分で作成した講義資料を学生に配布したり、教室の画面にプロジェクトで説明したい図表、写真等を写しながら講義することが多いでしょうが、そういった資料には当該領域の教育利用を想定した出版物に掲載されている著作物を転載利用しているケースが多く見受けられます。当然こういった利用には許諾

が必要ですが、多くの教員にはそういった知識がなく、あるいはあつたとしても事前に許諾を得る手続について承知していない、あるいは時間がない等の理由で、結果的に無許諾で行われているケースが多いと思われる。

しかし、こういった著作物の利用を許諾がないからといって利用の中止を求めしてしまうことはその教育自体を否定してしまうことにつながり、また文化審議会著作権分科会、法制・基本問題小委員会の方針にも反し、自然科学系の専門教育を推進しようとしている自然科学書協会として取るべき選択肢であるとは言えません。今回のこの制度も既に許諾を得ないで利用されているという実態を前提として、権利者の利益を守りつつ、むしろこういった著作物の利用を促進して教育の効果を高めたいとするところに本来の狙いがあります。教育課程において複製利用できる出版物・著作物の範囲をライセンス契約によって広げることのみではなく、更にそれをサーバに蓄積して生徒・学生がそれを契約の範囲内で自由に利用できる環境を整え、自己学習の促進につなげるという教育制度は今後進んでいくことが想定されます。

この問題に対応し得るのは既存の著作権管理団体である、JCOPY、JRRRC等ということになりますが、自然科学系の出版社のほとんどはJCOPYへの権利委託でしょうから、自然科学系の出

出版物からの転載利用についてはJCOPYで現在その検討を行っています。自然科学系の教育といっても理工系と医学系ではその内容、方法等かなり異なるので分けて考えざるを得ません。JCOPYでは現在のところまず医学系の教育機関と話し合いを開始しており、具体的などの程度の著作物が年間どの程度の量が利用されているかの調査を行っています。学校によって若干の差はあるでしょうが、医学部の場合は対象となる学校数も比較的少なく（現在全国で八二校）比較的使用傾向は掴みやすいのではないかと思います。一方で理工系の教育機関は数も多く、理学と工学では若干異なるでしょうし、獣医学はやや医学に近いものがあるかもしれません。

いずれの場合も利用する著作物の量が少なければその都度事前の許諾というのものもあるかもしれませんが、量が多くても利用する頻度・種類等が年間でパターン化できるような場合は対象が学生の教育という限られた範囲であることを前提とすれば年間一定額の包括契約という方式も考えられるのではないかと思います。勿論包括契約の場合も事前のヒアリングを行い、適切な使用料となるような金額設定をしなければなりません。また、包括契約の場合は権利者への分配も重要な要素となるので、利用実態調査、あるいはサンプル資料の提出によって統計的手法で適切な分配方式を確定する必要がある

ります。

このライセンス方式において重要なことは管理団体への委託を促進することです。ライセンスは補償金と違い管理団体が権利の委託を受けていなければ許諾を出すことができません。当然ライセンス料の分配もできません。補償金は委託を前提としないので分配は何らかの方法で考えなければなりません。ライセンスは委託されていなければ分配も不可能です。現在JCOPYでは相当数の自然科学系出版社から権利の委託を受けていますが、利用実態から考えると教育機関が利用している著作物の権利者のまだ半分以上しか受託していないと思います。委託がなければ管理団体としては許諾が出せませんが、許諾が得られないと教育機関は不便をきたすので、再度こういった利用については許諾不要の無許諾無報酬の権利制限として欲しいという要望を文化庁に出すことになってしまいうでしょう。そうならないようにするためにはJCOPYが必要な権利を受託し、教育機関に対して契約をしっかりと結ぶことです。

このライセンスもまず利用者である教育機関との話し合いによって双方が合意し得る使用料を設定することが必要であり、それに対応した使用料規程も整備しなければなりません。その運用開始までにはまだ相当の時間を要しますが、会員諸兄のご理解をお願いします。(前理事長)

■第六七期・六八期理事一覧(※は新任)

理事長

南條光章(共立出版※)

副理事長

飯塚尚彦(産業図書※)

理事

小立鉦彦(南江堂※)

朝倉誠造(朝倉書店)

金原 優(医学書院)

村上和夫(オーム社※)

曾根良介(化学同人)

長 滋彦(技報堂出版)

牛来真也(コロナ社)

吉野和浩(裳華房)

下出雅徳(彰国社※)

黒田拓也(東京大学出版会)

鈴木幹太(南山堂※)

梅澤俊彦(日本医事新報社)

池田和博(丸善出版)

桑原正雄(岩波書店※)

伊藤富士男

(農山漁村文化協会※)

秋元康男

(文化産業信用組合)

大畑秀穂(医歯薬出版※)

宮部信明(元 岩波書店)

筑紫恒男(建帛社※)

後藤 武(彰国社※)

田中久米四郎(電気書院※)

山本 格(培風館※)

森田 猛(緑書房)

及川 清(養賢堂)

相談役

■第六七期・六八期専門委員会委員一覧

(◎委員長 ○副委員長)

●販売・出版委員会(◎吉野和浩、○鈴木

木幹太、上原達史、高田光明、坂本亮

石川県二、木村邦光、廣田鋭爾、秋濱直治

北川千晃、宮内耕次、御園英伸、山内裕

中村光志、諸星安紀、児島誠、井上和夫、

斎藤淳、二村忠彰、三澤岳

●著作・出版権委員会(◎梅澤俊彦、○

曾根良介、天野徳久、川口達也、吉田宇一、

大久保智明、小坂啓之、山口啓子、日比

野元、根津龍平、大井隆之、御園生晴彦、

平沢健、松田和貴、岡中秀樹、山本新

安平進、石黒健治、金子浩平、及川清

及川雅司)

●研修委員会(◎牛来真也、○曾根良介、

宮永将之、山田貴史、稲沢会、矢吹俊吉、

大井隆之、森平敏孝、都築康人、大塚幸生)

●広報委員会(◎長滋彦、○下出雅徳、島

伸行、中田峰晃、當山臣人、伊藤大樹、

藤田健介、外館あさひ、増田素美)

●総務委員会(◎池田和博、○金原優、筑

紫和男、森田浩平)

●税制・再販流通特別委員会(◎村上和夫、

○朝倉誠造)

■第六七期理事会・委員会開催一覧

(二〇一七年七月～一〇月)

●理事会

・七月二〇日(木) 七月定例理事会／一五時

三〇分～一六時四〇分 日本出版クラブ会館

・八月三日(木) 八月定例理事会／一七時

～一七時四五分 ジャルディーノ

・九月二二日(木) 九月定例理事会／一五

時～一六時三〇分 日本出版クラブ会館

・一〇月一九日(木) 一〇月定例理事会／

一五時～一六時四〇分 日本出版クラブ会館

●正副理事長会議

・七月二八日(金) 一三時三〇分～一五時

三〇分 協会事務所

●委員会

・九月一日(月) 販売・出版委員会自然

科学書フェア小委員会／一六時三〇分～

一七時三〇分 日本出版クラブ会館

・一〇月五日(木) 研修委員会／一七時三〇

分～一八時三〇分 日本出版クラブ会館

・一〇月一九日(木) 総務委員会／一四時

～一四時三〇分 日本出版クラブ会館

■事務局だより

〈代表者／当会代表者の変更〉

●第一出版株式会社

旧代表者／加藤友昭 新代表者／栗田 茂

〈住所変更〉

●第一出版株式会社

新住所 東京都千代田区九段北二一三一

増田ビル一階 電話・FAX 変更なし

●一般社団法人家の光協会

戻り移転先 東京都新宿区市谷船河原町一

一 電話・FAX 変更なし

編集後記

出版界を取り巻く環境は厳しいものがあります。口さがない人たちからマスゴミと言われる業界でなぜこの仕事を続けていられるのか考えてみました。生活のためはさておき、我々会員社の作り出す書籍によって命を助けたり、新製品を研究・開発したり、道路・橋・鉄道といったインフラを作り上げたり、人間が営みを行っていく上で必要とする案件の源に関係できるということではないでしょうか。ちよっと大仰ですけど、私はそう考えています。こうした気持ちを中心に片隅に置きながら「明けない夜はない」「為せば成る」「心は錦」をモットーに突き進んでいこうと思っています。(S・O)